函館市シルバー人材センター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市シルバー人材センター補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、公益社団法人函館市シルバー人材センター(以下「センター」という。)に対し、補助金を交付することにより、センターの円滑な運営を促進し、高年齢退職者の職業生活の充実および 福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法第68号)第42条第1項に規定する業務の実施に要する経費のうち、国庫補助の対象となる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1以内とし、予算 の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施 年度の5月末日までに、規則第7条の規定により市長に申請しなけ ればならない。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、平成30年4月1日以後の補助の申請について適 用し、同日前の補助の申請については、なお従前の例による。